

医療費控除のモデルケース

いずれも、年間の医療費が50万円で、扶養がない場合

《ケース1》サラリーマンで年収が300万円の場合（源泉徴収税額：7.7万円）

1. 給与所得：300万円→192万円
2. 所得控除額
 - (1)医療費控除額：50万円－※9.6万円＝40.4万円
 $192万円 \times 5\% = 9.6万円 > 10万円$ よって9.6万円
 - (2)基礎控除：38万円
 - (3)合計：40.4万円＋38万円＝78.4万円
3. 差引課税所得金額：192万円－78.4万円＝113.6万円
4. 年税額：113.6万円×5%＝56,800円
5. 医療費控除による還付金額：77,000円－56,800円＝20,200円（医療費控除額×税率分が還付）

《ケース2》サラリーマンで年収が500万円の場合（源泉徴収税額：21.05万円）

1. 給与所得：500万円→346万円
2. 所得控除額
 - (1)医療費控除額：50万円－※10万円＝40万円
 $\text{※}346万円 \times 5\% = 17.3万円 > 10万円$ よって10万円
 - (2)基礎控除：38万円
 - (3)合計：40万円＋38万円＝78万円
3. 差引課税所得金額：346万円－78万円＝268万円
4. 年税額：268万円×10%－97,500円＝170,500円
5. 医療費控除による還付金額：210,500円－170,500円＝40,000円